

# FreeiD サービス共通約款

## 第1条 総則

- この FreeiD サービス共通約款は、販売店がお客様に提供する FreeiD を構成する全てのサービスに適用されます。
- FreeiD サービス共通約款と FreeiD を構成する個別サービスに適用される個別サービス約款（以下これらを総称して「本約款」といいます。）で異なる規定がある場合には、個別サービス約款の規定が優先して適用されるものとします。

## 第2条 定義等

- 本約款において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。
  - 「販売店」とは、FreeiD ライセンス契約書本文で定める販売店をいいます。
  - 「DXYZ」とは、DXYZ 株式会社をいいます。
  - 「FreeiD」とは、DXYZ が提供する顔認証サービスの総称をいいます。
  - 「本契約」とは、FreeiD ライセンス契約書に基づき締結された FreeiD ライセンス契約をいいます。
  - 「FreeiD ライセンス契約書」とは、本約款に基づいて販売店とお客様が締結する FreeiD ライセンス契約書をいいます。
  - 「顔認証」とは、所定の方法で顔画像情報と認証用データとの一致を判定することによる認証をいいます。
  - 「顔画像情報」とは、個人の顔、又は個人の顔の特徴量そのものをいいます。
  - 「認証用データ」とは、あらかじめ顔画像情報を一定の数列からなるデータに不可逆的に変換し、暗号化したデータ、又はあらかじめ登録された顔画像情報をデジタル化したデータをいいます。
  - 「FreeiD システム」とは、ユーザーが FreeiD デバイスにおいて顔認証を行うことを可能とする、FreeiD として提供されるアプリケーションソフトウェア（FreeiD 管理システムを含みます。）その他のシステムをいいます。
  - 「FreeiD デバイス」とは、FreeiD と紐付き顔画像情報の入力を受け付けて、認証用データとの一致を判定する端末をいいます。
  - 「FreeiD 管理システム」とは、FreeiD システムに関してユーザーを管理（新規登録、更新及び削除等並びにその権限の管理）するためのシステムをいいます。
  - 「お客様」とは、販売店と FreeiD ライセンス契約を締結する契約者をいいます。

「お客様関係者」とは、FreeID を利用するお客様の関係者であって、FreeID ライセンス契約書本文の「本契約の主要条件」で定める「お客様関係者」に規定する者をいいます。

- ⑬ 「管理者」とは、お客様が指定する FreeID システムを管理する責任者であって、FreeID ライセンス契約書本文の「本契約の主要条件」で定める「管理者」に規定する者及び個別約款において別に管理者として定める者をいいます。
- ⑭ 「役職員等」とは、役職員及びユーザーを総称していいます。
- ⑮ 「役職員」とは、お客様の役員、従業員、出向社員、派遣社員、パート、アルバイト及びこれらに準ずる者総称していいます。
- ⑯ 「ユーザー」とは、マンション・オフィス等の FreeID システムに登録した利用者及び FreeID デバイス（パスワード、カードキー等での認証を含む）を利用して住戸等の入退を行う者、その他の FreeID の顔認証による認証手続を利用するすべての者をいいます。
- ⑰ 「サービス料」とは、FreeID ライセンス契約書本文の「本契約の主要条件」で定める「FreeID のサービス料」をいいます。
- ⑱ 「利用開始日」とは、FreeID ライセンス契約書本文の「本契約の主要条件」で定める「利用開始日」で規定する日をいいます。

### 第3条 契約の期間

1. 本契約の有効期間は、FreeID ライセンス契約書本文の「本契約の主要条件」で定める「本契約の契約期間」に規定するとおりとします。
2. 前項に定める本契約の有効期間満了の 3 か月以前までに、お客様又は販売店から書面または電子メールによって期間満了に伴う契約終了の申出がなされない場合には、本契約は同一の内容で、さらに 1 年間更新されるものとし、その後も同様とします。
3. 前各項の規定にかかわらず、お客様は、本契約の有効期間中であっても、販売店に対して 3 か月前までに書面または電子メールで通知し解約合意書を締結することで、本契約を中途解約することができるものとします。なお、本契約が中途解約された場合であっても、販売店はお客様が支払ったサービス料の返金を行わないものとします。

### 第4条 サービス料と費用負担及び支払方法

1. お客様は、販売店がお客様に提供する FreeID の対価として、サービス料を販売店に対して支払うものとします。
2. お客様は、サービス料に消費税を加えた金額を、FreeID ライセンス契約書本文の「本契約の主要条件」で定める「FreeID のサービス料及び支払日」において、販売店が指

定する銀行口座に振り込むものとします。この場合の振込手数料はお客様の負担とします。

3. お客様が FreeID に係るサービスの利用を開始する日は利用開始日からとし、FreeID に係るサービスの終了日は、本契約の終了日とします。
4. お客様がサービス料その他の本契約に基づく金銭の支払いを遅延した場合、支払期日の翌日から完済に至る日までの期間につき、年率 14%により計算される遅延損害金を販売店に対して支払うものとします。

## 第 5 条 サービス料の改定

1. お客様及び販売店は、第 3 条 2 項に基づき本契約の有効期間が延長される場合には、お客様及び販売店間の別途の合意を要することなく、FreeID ライセンス契約書本文の「本契約の主要条件」で定める「FreeID のサービス料及び支払日」で定める算定式に従って、延長後のサービス料が自動的に変更されることにあらかじめ合意します。なお、その後の有効期間の延長の際も同様とします。
2. 販売店は、前項のサービス料の変更に際して、必要に応じてお客様に報告又は資料の提出を求めることができ、お客様は、販売店が求める場合には、速やかに販売店に報告又は資料を提出するものとします。
3. 販売店は、市場動向によるサービス料変更の必要性があった場合には、本契約の有効期間中であっても、お客様と協議の上で合意により、サービス料を改定することができるものとします。販売店は、お客様に協議を申し入れる場合には、改定の 3 か月前までにお客様に通知をするものとします。
4. 前各項に定めるほか、サービス料は、お客様による FreeID 利用の有無により、変化はないものとし、販売店はお客様が FreeID を利用しないことを理由にサービス料を減額しないものとします。

## 第 6 条 第三者への委託

販売店は、お客様に対して書面による事前の通知なく、FreeID に係る業務の一部を第三者に委託できるものとします。この場合、販売店は委託先の業務の実施に係る一切の行為に関して、販売店がなしたものとして責任を負うものとします。

## 第 7 条 FreeID の停止・終了等

1. 販売店は、以下のいずれかに該当する場合は、お客様に事前に通知することにより（但し、事前の通知が困難である場合には事後速やかに通知することで足りるものとしま

す。)、FreeiD の全部又は一部の提供を直ちに停止し、又は終了することができるものとし、当該事由に起因してお客様、お客様関係者、管理者、若しくは役職員等又は第三者に損害等が発生した場合においても、販売店に故意又は重過失がない限り一切の責任を負わないものとします。

- ① 地震、落雷、火災、風水害、停電、疫病、天災地変などの不可抗力により FreeiD の運営が不可能若しくは困難になった場合、又はその可能性がある場合
  - ② DXYZ 又は販売店の利用する若しくは FreeiD に係るコンピュータ、第三者のソフトウェア若しくはサービス等若しくは電気通信設備に障害が発生した場合又はその可能性がある場合
  - ③ DXYZ 又は販売店の利用する若しくは FreeiD に係るコンピュータ、第三者のソフトウェア若しくはサービス等若しくは電気通信設備の点検又は保守作業上やむを得ない場合
  - ④ 電気通信事業者が電気通信サービスを中止若しくは終了すること、又は DXYZ 又は販売店が利用する第三者のソフトウェア若しくはサービスの提供者が当該ソフトウェア若しくはサービスを中止若しくは終了すること等により FreeiD の提供を行うことが困難になった場合
  - ⑤ 法令等に基づく措置により FreeiD が提供できない場合
  - ⑥ 前各号に準ずる事由がある場合その他のやむを得ない事由により DXYZ 又は販売店が停止又は終了が必要と合理的に判断した場合
2. 販売店は、DXYZ 又は販売店がお客様に対して 3か月前に通知することにより、DXYZ 又は販売店の都合により、FreeiD の全部若しくは一部の提供を停止し、又は終了することができるものとします。
  3. 前各項の規定により、FreeiD の全部の提供が終了した場合、お客様は本契約の有効期間の残存期間に係るサービス料の支払義務を免れ、また、販売店は支払済みの当該残存期間に係るサービス料を返金するものとします。
  4. 第 1 項又は第 2 項の規定により FreeiD の全部又は一部が一次的に停止した場合であっても、販売店に故意又は重過失がある場合を除きお客様はサービス料の支払義務を免れないものとします。但し、販売店は当該停止が継続すると合理的に見込まれる場合には速やかにお客様にその旨を通知し、サービス料の取扱いについてお客様と協議するものとします。

## 第 8 条 保証の否認及び免責

1. 販売店は、FreeiD がお客様、お客様関係者及び役職員等の特定の目的に適合すること、お客様、お客様関係者及び役職員等が期待する機能・正確性・有用性を有すること、お客様、お客様関係者及び役職員等による FreeiD の利用がお客様、お客様関係者及び役

職員等に適用される法令又は業界団体の内部規則等に適合すること、FreeID に事実上又は法律上の欠陥やバグがないこと及び不具合が生じないことについて、何ら保証するものではなく、担保責任を負うものではありません。

2. 販売店は、販売店に故意又は重過失がある場合を除き、以下に定める事項を要因としてお客様、お客様関係者、管理者若しくは役職員等又は第三者に損害等が発生した場合であっても、お客様、お客様関係者、管理者若しくは役職員等又は第三者に対して一切の責任を負わないものとします。
  - ① お客様が本契約に違反した場合
  - ② お客様、お客様関係者、管理者若しくは役職員等の環境等の不具合等による場合
  - ③ FreeID の不正利用又は無権限利用があった場合
  - ④ お客様、お客様関係者、管理者又は役職員等の責めに帰すべき事由により、役職員等の顔画像情報が第三者に取得された場合
  - ⑤ FreeID に関し、お客様、お客様関係者、管理者若しくは役職員等の不正行為又は役職員等に関連するデータの不適切な管理があった場合
  - ⑥ FreeID に関連して、お客様とお客様関係者、管理者及び役職員等を含む第三者との間において生じた取引、紛争等
  - ⑦ 通常求められるセキュリティ水準を満たしていたにもかかわらず、不正アクセス等がなされたことにより販売店が保管する役職員等に関する情報が漏洩した場合
  - ⑧ その他販売店の責めに帰すことができない事由により損害等が生じた場合

## 第 9 条 責任の制限

1. 販売店が本契約の違反又は FreeID の提供に起因又は関連してお客様、お客様関係者、管理者若しくは役職員等又は第三者に損害等を与えた場合であっても、かかる損害等が販売店の故意又は重過失によらない限り、その理由及び請求の原因を問わず、販売店は一切の責任を負わないものとします。
2. 本契約の他の規定にかかわらず、本契約に基づき販売店が負担する損害賠償責任に係る損害賠償額は、当該責任の原因となった FreeID に関して販売店がお客様より過去 12 か月間に受領したサービス料の合計額を上限とします。

## 第 10 条 禁止事項

1. お客様は、FreeID に関して、次の各号の行為を行わず、お客様関係者、管理者及び役職員等に次の各号の行為を行わせないものとします。また、販売店は、お客様、お客様関係者、管理者又は役職員等の行為が次の各号のいずれかに該当又は該当する恐れがあると判断した場合、適当な措置を講じることができるものとします。

- ① FreeID 又は FreeID システムを、不正の目的又は本来の管理システム提供の目的とは異なる目的で利用する行為
- ② FreeID 又は FreeID システムに係る利用規約等に違反する行為
- ③ FreeID システムの内容、FreeID システムにより利用できる情報を改ざん又は消去する行為
- ④ DXYZ 又は販売店の承諾なくして、FreeID 又は FreeID システムを第三者に利用させる行為
- ⑤ DXYZ、販売店又は第三者の著作権その他知的財産権を侵害する行為
- ⑥ DXYZ、販売店又は第三者のシステム（FreeID システムを含み、これに限られません。）若しくはデータの滅失、損壊若しくは盗用する行為
- ⑦ 第三者になりすまして FreeID システムを利用する行為
- ⑧ ウィルス等有害なプログラム等を送信又は掲載する行為
- ⑨ 無断で第三者に広告、宣伝又は勧誘のメールを送信する行為
- ⑩ FreeID 又は FreeID システムに用いる設備等に過大な負荷を与える等の不正アクセス行為
- ⑪ DXYZ 又は販売店の提供物（FreeID システムを含み、これに限られません。）に対する逆コンパイル、逆アセンブル等のリバース・エンジニアリングを含む一切の解析行為
- ⑫ DXYZ 又は販売店のネットワーク若しくはシステム等に不正にアクセスし、又は不正のアクセスを試みる行為
- ⑬ FreeID デバイスその他の設置機器の移動、取り外し、変更、分解若しくは損壊、又は配線に対する線条若しくはその他の導体を連絡する行為
- ⑭ FreeID デバイスその他の設置機器に他の機械や付加物を取り付ける行為、又は通信の伝送交換に妨害を加える行為
- ⑮ 法令に違反する行為
- ⑯ その他 FreeID の運営を妨げる行為、又は不適当と判断される行為
- ⑰ 前各号の行為を直接若しくは間接に惹起し、又は容易にする行為
- ⑱ 前各号に準ずる行為その他の DXYZ 又は販売店が著しく不適切と合理的に判断する行為

## 第 11 条 賠償責任

1. お客様、お客様関係者、管理者若しくは役職員等が本契約に違反したことにより、又は故意若しくは重過失により、販売店に損害等を与えた場合、お客様は販売店に対し、販売店に生じた損害等（合理的な弁護士費用を含みますがこれに限られません。以下、本条において同じ。）について、相当因果関係の範囲内でこれを賠償する責任を負うもの

とします。

2. お客様は、FreeID に関し、お客様とお客様関係者、管理者及び役職員等を含む第三者との間で紛争が生じた場合には、自己の責任と費用をもってこれを処理解決するものとし、当該紛争に関連して販売店が損害等を被った場合には、その全ての損害等を販売店に支払うものとします。なお、販売店が当該紛争を解決した場合には、その紛争解決に要した全ての費用（販売店が負担した合理的な弁護士費用を含みますがこれに限られません。）は、お客様の負担とします。

## 第 12 条 本契約の終了

1. 本契約は、次の各号に定める場合に終了するものとします。
  - ① お客様及び販売店が書面で本契約の終了につき合意した場合
  - ② 本契約の有効期間（有効期間が延長された場合には延長された有効期間）が終了した場合
  - ③ 第 3 条に基づき本契約が中途解約された場合
  - ④ 第 7 条に基づき販売店が FreeID の全部の提供を終了した場合
  - ⑤ 第 13 条に基づき本契約が解除された場合
2. 販売店は、本契約が終了するに伴いお客様、お客様関係者、管理者若しくは役職員等又は第三者が被った損害等の賠償又は補償について、販売店に故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
3. 本契約の終了にかかわらず、本条、第 8 条（保証の否認及び免責）、第 9 条（責任の制限）、第 11 条（賠償責任）、第 14 条（秘密保持義務）、第 16 条（一般条項）その他性質上存続すべき各規定は引き続きその効力を有するものとします。

## 第 13 条 契約の解除

1. お客様又は販売店は、相手方（販売店の相手方には、お客様関係者を含むものとします。）に次の事由があった場合には、相手方に対して書面で通知をすることにより本契約を解除できるものとします。
  - ① 破産手続、特別清算手続、民事再生手続若しくは会社更生手続その他これらに類する法的倒産手続の開始の申立てを自ら行い、又は第三者から受けた場合
  - ② 支払停止、支払不能、手形若しくは小切手の不渡り処分又は銀行取引停止処分を受けた場合
  - ③ その財産につき仮差押え、仮処分、差押え、強制執行又は担保権の実行としての競売等の申立てがあり、本契約上の義務の履行が困難と認められる場合
  - ④ 本契約に違反し、相手方から是正の求めを受けたにもかかわらず 1 か月以上是正

されなかった場合（次項第①号の場合を除く。）

2. 販売店は、次の事由があった場合には、お客様に対して書面で通知をすることにより本契約を解除できるものとします。
  - ① お客様がサービス料の支払いを3か月以上怠った場合
  - ② 前項各号又は前号に準ずる事由がある場合その他のお客様又はお客様関係者がFreeIDを利用する者として著しく不適当であるとDXYZ又は販売店が合理的に判断した場合

## 第14条 秘密保持義務

1. 本契約において秘密情報とは、本契約に基づき又はこれらに関するお客様若しくは販売店から相手方（販売店の相手方には、お客様関係者を含むものとします。以下この条において同じとします。）に開示される情報であり、かつ開示にあたって秘密である旨を明示された情報を意味します。
2. お客様及び販売店は、本契約に関連して知り得た他の当事者の技術上・経営上的一切の秘密情報を、他の当事者の書面による承諾がない限り、第三者に漏洩又は開示せず、お客様においては、お客様関係者、管理者若しくは役職員等をして漏洩又は開示させないものとします。但し、以下のものは秘密情報には含まれないものとします。
  - ① 他の当事者から知得する以前に既に所有していたもの。
  - ② 他の当事者から知得する以前に既に公知のもの。
  - ③ 他の当事者から知得した後に、自己の責によらない事由により公知とされたもの。
  - ④ 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したもの。
  - ⑤ 他の当事者から開示された情報によることなく独自に取得したもの。
3. 前項の規定にかかわらず、以下の場合には、秘密情報の受領者は、法令等に違反せず、かつ必要な限度で事前に相手方より書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができるものとします。
  - ① 法令等に基づく官公庁からの開示要求に従ってこれを開示する場合
  - ② お客様が、FreeIDを利用させるお客様関係者、管理者及び役職員に対して必要な範囲において開示する場合（当該開示を受ける者が本条と同等の契約上の秘密保持義務を負う場合に限ります。）
  - ③ 販売店が、DXYZ及び本契約に従ってFreeIDに係る業務の全部又は一部の再委託を受けた第三者に対して開示する場合
  - ④ 販売店の親会社、子会社及び関連会社並びに親会社の子会社及び関連会社に対して開示する場合

- ⑤ 弁護士、公認会計士、税理士等のアドバイザーに対して開示する場合（但し、法律上の秘密保持義務を負う者以外の者に開示する場合は、当該開示を受ける者が本条と同等の契約上の秘密保持義務を負う場合に限ります。）
4. 本条の規定は、本契約終了後も 3 年間存続します。

## 第 15 条 反社会的勢力の排除

- 1. お客様及び販売店は、それぞれ相手方に対し、以下の各号について表明及び保証し、且つ将来にわたってもこれらを遵守することを誓約します。また、お客様は、販売店に対し、お客様関係者、管理者及び役職員等に関して以下の各号について表明及び保証し、且つ将来にわたってもこれらを遵守させることを誓約します。
  - ① 自己若しくは自己の役職員等若しくはこれらに準ずる地位にある者、又は株式の 30% を超えて保有する株主（以下、これらの者を総称して「自己の役員等」といいます）が、反社会的勢力でなく、過去にも反社会的勢力でなかったこと。
  - ② 自己又は自己の役員等が、反社会的勢力と関係を有していないこと。
  - ③ 自己又は自己の役員等が、反社会的勢力を利用していないこと。
  - ④ 自己又は自己の役員等が、反社会的勢力に対して資金等を提供したり、便宜を供給したりするなど、反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していないこと。
  - ⑤ 自ら又は第三者を利用して、相手方又は相手方の役職員、株主、親会社、子会社、関連会社、顧客、取引先その他の関係先（以下、これらを総称して「相手方の関係先」といいます）に対し、暴力的行為又は共役的言辞を用いないこと、及び威力等を用いて相手方又は相手方の関係先の名誉や信用を毀損したり、業務を妨害したりしないこと。
- 2. お客様及び販売店は、前項に違反した場合には、直ちにその旨を相手方に通知するものとします。
- 3. お客様又は販売店は、相手方が第 1 項に違反した場合には、相手方に対し何らの催告を要することなく、本契約を直ちに解除することができるものとします。
- 4. 前項による解除は、解除を行った当事者が、当該当事者が被った損害につき相手方に対し賠償を請求することを妨げないものとします。また、前項による解除により解除された相手方に損害が生じても、解除を行った当事者はこれを一切賠償しないものとします。

## 第 16 条 一般条項

1. FreeID に関する問い合わせその他お客様から販売店に対する連絡又は通知及び本契約の変更に関する通知その他販売店からお客様に対する連絡又は通知は、FreeID ライセ

ンス契約書本文の「本契約の主要条件」で定める「FreeID に関する通知先・通知方法」に規定する方法及び宛先に行うものとします。

- 販売店及びお客様は、本契約に基づく権利及び義務の一切並びに契約上の地位を、相手方の事前の書面による承諾がある場合を除き、第三者に対して譲渡、担保提供その他の処分をすることはできないものとします。
- 本契約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本契約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。
- 本契約の準拠法は日本法とします。本契約に起因し、又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第 17 条 協議事項

本契約に定めなき事項及び解釈の疑義については、法令の規定及び一般慣行に従うほかお客様と販売店間で誠意をもって協議解決をはかるものとします。

## 第 18 条 約款の変更

- 販売店は、以下のいずれかに該当する場合には、本約款を隨時変更することができるものとします。この場合、本約款の変更は変更の効力発生日から効力を有するものとします。
  - 本約款の変更がお客様の一般の利益に適合するとき
  - 本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- 販売店は、本約款の変更を行う場合には 30 日以上の予告期間をおいて、本約款を変更する旨、変更の内容及び変更の効力発生日を DXYZ ウェブサイトへの掲示による公表その他相当の方法により事前にお客様に周知するものとします。

(条文以上)